

平成27年度 第2回庄内町行政改革推進委員会 会議録

- 1 開催日時 平成27年9月9日(水) 18時30分～21時20分
- 2 開催場所 庄内町役場 西庁舎 第二会議室
- 3 出席委員 大滝美香、岡部一宏、工藤隆、齋藤幸雄、佐藤正義、志田重一、和田明子
- 4 欠席委員 小林洋平、清野美子、高梨美代子
- 5 説明員 【保健福祉課】佐藤課長、海藤主幹、小林課長補佐兼子育て応援係長
高山課長補佐兼健康推進係長、加藤主査兼福祉係長
佐々木環境係長
【社会教育課】本間課長、石川課長補佐、小林主査兼スポーツ推進係長
- 6 事務局 水尾情報発信課長 樋渡主査兼企画係長、日向主任

1 開 会 (18:30)

2 委員長あいさつ

みなさま、一日の仕事を終えた後での会議ということでご苦労さまでございます。台風の影響で寒暖の差が激しく体調を崩しやすい時期でもありますので、体調管理には気を付けていただきたいと思っております。また、今回と次回は所管課ヒアリングとなり今後集中審議となりますので、皆さんの物差しで検討していただき、忌憚のない意見をいただければと思っております。限られた時間ですので、時間を気にしながら進めたいと思っておりますが、皆さんからの質問も簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

3 確認事項等

資料の確認及び本日の日程について(事務局)

4 協 議

(1) 平成27年度事務事業評価の外部評価(所管課ヒアリング)

■在宅老人対策費 【保健福祉課】

【委員長】 これより協議に入ります。所管課のヒアリングということで、評価対象となっている事業につきまして、事業の概要等の説明と事前に質問させていただいている事項についての説明も併せてお願いします。一項目ずつ確認していきたいと思っております。最初に、在宅老人対策費についてご説明をお願いします。

【説明員】 当初、高齢者世帯雪下ろし支援事業として町民税が非課税の世帯を対象に事業を実施しておりました。財源として交付金が交付されているのですが、事業を拡大した場合に交付額が増えることとなり、平成24年度に対象者の範囲を拡げて高齢者世帯雪下ろし支援事業補助金として事業を起こしたところです。この事業の大きな違いは、一つ目に、高齢者世帯雪下ろし支援事業の対象世帯が町民税非課税に対して、高齢者世帯雪下ろし支援事業補助金は所得割が非課税の世帯となっております。二つ目に、支援事業は、本人が負担する経費のうち最初の1回3,500円を負担してもらうのに対して、支援事業補助金は、補助金額5,000円が上限額となっているので、かかる経費から5,000円を除いた経費が本人負担となります。当初、事業を拡大した平成24年度においては2本立てで事業展開をしておりましたが、今年度行政評価対象事業となったことで、県に確認したところ、内容が同様であれば事業を一本化することも可能であり、要綱も一本化として、町民の方に分かり

やすい事業としても良いのではないかとのお返事をいただいております。今年度につきましては、今後事業がスタートすることとなるので、来年度に向けて要綱の整備をし、利用される方々に分かりやすい事業にしていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

【委員長】 この事業につきまして、ご質問等ございませんか。

【委員】 個人の所得によって事業の対象になるとのことだが、所得以外の基準はあるのでしょうか。その判断材料は何ですか。

【説明員】 対象となる世帯は、高齢者、障害のみの世帯、自力で雪下ろしが困難な世帯、近隣に雪下ろし支援者がいない世帯等の対象要件があり、さらに町民税が課税か非課税かの要件があります。事業の申請があった場合、課税の状況を確認して、対象の有無を決定しています。

【委員】 申請は、個人からされるのですか。

【説明員】 個人の場合もあります。前年度に利用実績のある世帯に対しては、事前に利用案内をお送りしています。また、民生委員を通して申請される場合もあります。家族の状況が変わり、新規に対象となる世帯については声掛けをしてもらい、申請してもらうようにしています。

【委員長】 民生委員が、代行して申請するケースは多いですか。

【説明員】 多いです。民生委員の方々の方が、家の状況を良くわかっているので、この制度を利用した方が良いかどうかという判断をしてもらい、申請をしてもらっています。

【委員】 毎年、同じ世帯が申請されるのであれば、事務手続きをもっと簡素化できないものかと思います。近年は対象となりうる世帯が増えてきている状況にあるが、各集落において自主的に雪かきを行っているところもあり、タイアップして対応していければいいと思う。

【委員長】 先ほど、対象者の要件に、近隣に雪下ろし支援者がいない世帯とありましたが、ボランティアでやってくれる人がいないということですか。実際、近隣の方に有償で雪下ろしをお願いする場合もあると思うが、ボランティアでやってくれる人がいるといいと思うのですが。

【委員】 シルバーでも断られる場合も多いと聞いている。

【説明員】 雪下ろしは、建設会社に委託をお願いをしています。事業は違いますが、家の前の除雪や道路については、シルバーをお願いしています。シルバーで対応できない地域については、自治会へお願いしている状況です。

【委員】 支援事業は活用されていると思いますが、高齢者の方で施設に入所されている方も多くなってきている状況の中、夫婦のどちらかが施設に入所している場合や各種サービスを受けている場合、そちらに係る費用が多くなり低所得者の方は雪下ろし事業を利用できない状況になっていってしまう。また、在宅という要件になっていることで、施設に入所してしまうと制度が利用できず、近所の人たちは隣の家の屋根から雪が落ちてきて危ないので、在宅だけでなく、一人暮らしや施設入所等の要件も対象にしてもらい、在宅という枠をとるような制度にしてもらいたい。

【委員長】 平成 28 年度から要綱を一つにすることを検討しているようですが、課長の段階でも理解されていることでしょうか。

【説明員】 今後、検討していくこととしております。

【委員長】 他にございませんか。ありがとうございました。次に移りたいと思います。

■子育て支援センター運営費（遊びの場の提供） 【保健福祉課】

【委員長】 子育て支援センター運営費のご説明をお願いします。

【説明員】 子育て応援 資料 1 をご覧ください。子育て支援センター事業の現状を記載しております。余目と立川 2 か所の子育て支援センターで交流の場の提供・交流促進や、子育てに関

する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て・子育て支援に関する講習等を実施しています。事業の内容につきましては、一覧表に記載のとおりです。事業の実施場所については、余目子育て支援センターは、ショッピングモールアピア内にあり、立川子育て支援センターは、狩川保育園において事業を行っております。開館時間は、資料に記載されている時間に、一般開放事業を行っております。支援センターを一般開放し、親子で自由に来館して交流や遊びをする事業です。在宅で子育てする世帯が減っている状況なので、利用者数も減少傾向にあります。今後の方向性につきましては、地域連携機能の強化ということで、世代間交流の推進を考えており、少子高齢化社会に見合った新たな地域子育て拠点の場として、子育て親子に限らず、地域の高齢者・子育てを終えた先輩ママ・学生・障害児等の多くの町民が集う場として多様な世代間交流の場として開放し、今後このような活動を進めていきたいと考えております。また、町民との協働の推進として、子育てボランティアの育成や、子育てサークルの育成や援助、家庭教育、母子保健分野等と協働した事業を展開し、相談機能の充実を図っていききたいと考えております。今後の支援センターの在り方の見直しとして、支援センターの機能につきましては、利用者支援事業の実施を行っていかうと考えているところですが、立川の支援センターにおいては、事業を実施する場合は利用する方も多いのですが、一般開放事業となると全く利用のない日があり利用者が少ない状況にあります。そのような状況から、出張ひろばを行うこととし、現在2カ所で行っている支援センターを一本化していききたいと考えております。そうすることにより、多くの親子の交流が生まれ、一緒に遊ぶ子どもたちも増えていくものと考えております。利用者支援事業は、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うコンシェルジュを配置し、そこに行って相談をすれば、関係機関に繋いでもらえる、情報を提供してもらえるなどの支援をしていく事業です。この事業は、庄内町子ども子育て支援事業計画にも盛り込まれており、本町においても支援センターが一本化した際に、利用者支援事業を実施する要件を満たすようにしていきたいと考えております。

【委員長】 ご質問はありませんか。

【委員】 平成26年度に実施した各種事業の利用状況と利用率はどのように推移しているのか。また、支援センターの一本化とは立川と余目を一緒にすることなのか。支援センターは、町直営でやっていると思うが、直営とするメリットは何か。時代の流れで保育所は指定管理者にしているが、この事業を直営でしなければならない理由を教えてください。

【説明員】 利用状況については、開放事業の利用人数は減ってきています。余目支援センターにおいては、土曜日半日開放、月に1回土曜日一日開放をしております。利用者は、平成26年度では余目支援センターが親子合わせて4,941人、立川が1,035人となっています。余目で一日平均8組が利用しています。

【委員】 土曜日はなぜ半日なのですか。

【説明員】 職員が対応する場合、週休2日となっており、それ以上となると新たに雇用しなければならない状況になるため、現在は臨時職員、嘱託職員、正職員で可能な限り対応し、利用状況も踏まえながら実施しております。

【委員長】 事務事業評価の事業内容シートで、町が実施主体となる必要があるか、また同様の事業を民間委託で実施することは可能かという項目において、検討が必要と回答されているが、その趣旨は何ですか。

【説明員】 この事業は、それぞれの自治体で実施をしておりますが、民間の保育園に委託している場合もありますし町直営で行っているところもあります。本町では、他市町村と比べても事業をたくさん行っており、相談や遊ばせるだけではなく、地区公民館事業と一緒に事業を行ったり、保健師と連携を図って事業を行っております。各関係機関と連携を取り、情報を共有して、個人情報に関わる虐待や家族状況を調べたりしながら対応している状況です。現在、町で行っている事業を、サービスを低下させないように民間に委託することは

難しいかと思えます。

【委員長】 町で行うべきということですか。

【説明員】 NPO法人や充実した組織があれば別かもしれませんが、本町にはそのような団体組織がないため、現状では難しいと思えます。先ほど説明にありました利用者支援事業は、国で今年から子ども・子育て支援新制度が開始され、母子保健型といって保健師を支援センターに配置し妊娠期から一貫して相談ができるよう進めています。本町でも検討しているところであり、どのような事業が庄内町にふさわしいのかまた、体制をどのようにしていくのか人材は確保できるのかなど話し合いをしているところです。今後、利用者支援事業の状況をみながら支援センターを1箇所にしていき充実を図っていきたいと考えております。

【委員】 サービス向上といっているが、支援センターを1箇所にしたことで、立谷沢や清川の人たちが余目まで来なければいけなくなってしまうので支援センターを中間地点にもつてくるとか、また保育園でさえ民間委託できるのに、はたして1日平均数人のためにその体制が必要なのか疑問である。

【説明員】 相談や遊びだけでなく、他課で行っている事業に抱合せて事業を行ったり、出張、出前事業を多く取り入れながら、支援センターでは相談業務もしております。

【委員】 ならば、土曜日を一日する、日曜日も開放する、そのようないい事業であれば支援センターを一本化にしないで立川は立川でやった方がいいのではないのでしょうか。さらに拡充して指定管理者を検討するとかもっと拡充するべきだという担当課の意見が出てきてもよいのではないのでしょうか。

【説明員】 充実・拡充するための一本化であり、立川では一日1人か2人の利用のため、そこに職員を2名配置するよりも余目に1箇所場所を設けて、職員が4~5人いれば来てくれる人にも対応できますし、清川、立谷沢まで出張、出前事業が多くできることとなります。待っているだけでは利用は進まないため、出向いて事業を行い支援していこうと考えております。現在、土曜日は午前半日開館、試行的に月1回1日開館しております。日曜日の開館については、利用を見ながら今後検討していきたいと思えます。

【委員長】 子育て支援センターの一番の業務は、相談業務だと思いますが、開設していてもなかなか相談にはこないのも、呼び込むための遊びの場の提供かと思えます。将来的には、保育園や幼稚園が民間委託になっていくだろうと考えられますが、民間委託になればなるほど相談機能が低下していくのではないかと思えます。やはり、相談業務は町で行っていくべきではないかと思えます。相談される方は多いのでしょうか。

【説明員】 平成26年度では、余目で160件、立川で95件の相談件数がありました。

【説明員】 最近、相談内容が複雑になってきており、DV、虐待、生活困窮や本町では、ひとり親世帯が増えてきており、相談を受ける件数が多くなってきています。一度相談を受けると継続的に関わっていかねばいけぬケースも増えてきており、自宅に訪問して様子を伺いながら支援している方も多くなってきています。

【委員】 保護者同士の情報交換の場や家に引きこもって子育てパニックにならないようにするための参加者の交流の場となっている事業であり、専門的な方に相談する場であると解釈しました。

【委員長】 個人のお宅に訪問するのは、支援センターの事業として行くのか、保健福祉課の事業なのかどちらですか。

【説明員】 養育支援事業として行っていますが、支援センターの支援員や保健師も訪問しています。

【委員】 相談内容が1人ひとり複雑化しているとの説明であったが、社会そのものも対応していない状況の中で、子ども主体に考えた場合に支援センターを一本化することが果たしてい

いことなのか。時期的なタイミングがあると思われる。相談件数が少ないからと言って、1 つにするのではなく、虐待などの問題は続いていくと思われるので、慎重に考えていただきたい。

【委員長】 立川支援センターを利用されている方の交通手段は、どのようになっているのですか。

【説明員】 ほぼ車でいらっしやいます。本来であれば、ベビーカーをおして行ける距離が理想ですが、子どもが少ないという地域の状況もあります。車での移動なので、地区を越えて利用される方もいらっしやいます。

【説明員】 現在の利用は、広域になり余目の支援センターにも他市町から来る場合もあれば、庄内町の方が他市町の支援センターを利用する場合があります。お互い広域で利用できるようになっております。

【委員長】 他にございませんか。

■子育てお助け事業 【保健福祉課】

【説明員】 子育て支援センターが仲立ちし、子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として登録していただき、会員相互により援助活動を行う事業です。対象児童は小学生までで、保育園や幼稚園、小学校、一時預かりや学童保育で不足する部分を援助していただくものです。例えば、仕事で遅くなって学童保育や保育園の迎えに行けない場合をお願いしたりする事業になるが、本町においては、児童数が減少していることに加え、3 世代同居が多いため利用がほとんどない状況です。保育園の一時保育や学童保育を利用したり、親族や友人の応援をいただきながら対処しているのが現状であります。この事業は、事前に会員登録していただき、援助していただく会員とどの援助者が合うのか面接もしています。平日午前7時から午後7時まで1時間500円、時間外600円、土日休日1時間600円の料金も発生するので、短時間の利用であればそれほどの負担はないですが、1日預かってもらうとかなりの負担となるため、なかなか利用が進んでいない状況です。

【委員長】 ご質問はございませんか。

【委員】 学童保育と子育てお助け事業の違いは何ですか。

【説明員】 学童保育は、小学生のお子さんを学校が終わってから家庭で見ることが出来ない場合に利用されています。お助け事業は、例えばお母さんが病気で面倒が見れない時に見てもらおうとか、学童保育が7時までなので、それ以降保育が必要なとき、また学童の送り迎えができない等の場合に利用されています。事前に登録してもらい面談等も行ってからの利用となるため、急に利用したいと言っても利用はできないので、なかなか利用が進まない状況です。

【委員】 この事業は、小学校等に周知は徹底されているのでしょうか。

【説明員】 小学生まで利用は可能ですが、主流は就学時前の子どもとなっています。子育て応援係や子育て支援センターなど窓口にチラシを設置しています。

【説明員】 現在、学童までの送迎に利用されている方もおり、学校から払田や家根合までの学童に通うのが大変な児童もいるため、毎日送迎をお願いしているケースもあります。各事業の隙間的なサービスとして行っております。

【委員】 小学校にもこのような事業があることを、父兄にお知らせしていただければと思います。

■子育て応援ネットワーク事業 【保健福祉課】

【説明員】 子育て応援 資料2をご覧ください。子育てに関する支援サービスを提供する団体及び個人と子育て支援を担当する行政機関で構成されており、現在 13 団体と 3 個人、行政機関として各公民館主事や保健福祉課保健師で構成されています。子育て支援に関する情報を共有し、民間と行政の協働により、町全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため設置しているものです。年間の事業内容については、子供用品のフリーマーケットや親子ふれあいコンサート、子育てセミナー等を計画して実施しているところです。

【委員長】 ご質問ありませんか。次に移ります。

■合併処理浄化槽整備事業 【保健福祉課】

【説明員】 公共下水道や農業集落排水エリア外の地域に合併処理浄化槽を整備しております。整備は、個人が行うこととなっており、その経費の一部を補助金という形で交付している事業です。整備率は、下水道と比べて非常に低い状況にあります。僅かながら年々微増となっております。担当係としてはこの状況を打開するため、平成 26 年 10 月に未整備となっている 65 世帯を個別訪問し、整備促進を図りました。その中で、設置の必要性は分かるが家を建て替える時や修繕する時に一緒に整備する、一人暮らしや二人暮らしの高齢者世帯では費用の問題もありそこまで回せるお金がない、浄化槽を直すのであれば台所、トイレ、風呂などの水回りも一緒に直したいがそうすると経費がかかるので難しい、日々の生活資金で精いっぱい等の回答があり、なかなか合併処理浄化槽整備まで至らないということでした。事前に、将来の生活設計を考えた場合とはどのようなことかとのご質問をいただいておりますが、浄化槽整備をするよりも日々の生活に要する経費を優先したいという意見が多くありました。担当係としては、公共用水域の水質管理、汚濁の防止と生活環境の保全のためには、合併処理浄化槽の整備は必要と考えておりますので、引き続き取組みを進めていきます。

【委員長】 ありがとうございます。未整備の 65 世帯が下水道エリア外ということは分かりましたが、浄化槽そのものが設置されていない世帯ということでしょうか。

【説明員】 浄化槽を整備するということは、合併処理浄化槽を整備することになります。合併処理浄化槽とは、し尿の汚水と台所の生活排水を合わせたものです。単独浄化槽は、し尿の汚水部分のみとなります。法改正後浄化槽を整備するということは、合併処理浄化槽を整備することになります。

【委員長】 し尿だけの浄化槽はあるが、合併処理浄化槽となっていない世帯も件数には入っているのでしょうか。

【説明員】 汲み取り便槽と単独浄化槽が未整備の世帯として件数に入れております。合併処理浄化槽が未整備の世帯をカウントしております。今現在は、62 件となっております。

【委員】 再度確認をしますが、合併処理浄化槽とは下水道を引く経費の問題もありますし、山間部の遠く離れたところの方々が合併処理浄化槽を作っているという事なのでしょうか。それに対して、町が補助金を出しているということなのでしょうか。

【説明員】 公共下水道と農集のエリアになっていない集落になります。

【委員】 公共下水道を引きたくても引けないエリアということですか。

【説明員】 そのようになります。余目の集落が一番多いのは、生三となります。

【委員】 集落で整備をしているということですか。

【説明員】 整備は、個人で行うこととなります。

【説明員】 生活の全体の汚水を一括で処理するものが合併処理浄化槽となります。

【委員】 下水道を引けない代わりに、補助をするという考えで良いか。

【委員】 合併処理浄化槽を整備しなくても、法律には触れないのですか。

- 【説明員】 浄化槽法には触れないですが、今後も推進していきます。
- 【委員】 町で下水道をひいてもいいのではないか。
- 【説明員】 生三に限らず、福原、提興屋等もあります。
- 【委員】 今直すよりも、家を建て替える時に一緒整備するという方が多いみたいですが、単独で直す場合、20～30万円ぐらいは費用がかかると思うので大変かもしれない。
- 【説明員】 下水道を引いた時の経費と同等になるよう町の補助をしています。
- 【委員長】 平成27年度は、4,300千円を見込んでいるようですが。町では何割ぐらい補助し、金額はいくらでしょうか。
- 【説明員】 5人槽の場合、立川地域で79万円、余目地域で74万円を上限額として補助しております。実際の経費の額と町で示している標準工事費と比較して、低い方から下水道受益者負担余目地域30万円、立川地域25万円を引いて残った金額を上限額と比べて補助していますが、殆どの方が上限額を補助しています。
- 【委員】 整備に関して、世帯の内容もあるのではないのでしょうか。高齢者のみ世帯や若い人も同居している世帯等さまざまだと思いますが。そのような世帯の割合はどのようになっていますか。
- 【説明員】 若い方が同居している世帯では、整備したいとの声も聞かれますが、高齢者のみの世帯の方の割合が多いのでなかなか進んでいない状況もあります。
- 【委員長】 他にご質問はありませんか。次に移りたいと思います。

■新エネルギー推進事業（廃食用油リサイクル事業） 【保健福祉課】

- 【説明員】 各家庭での使用済みの廃食用油を回収しまして、軽油代替え燃料であるバイオディーゼル燃料を精製しております。町では、堆肥生産センターのトラック1台のみに使用している状況です。集まる量に対して、使用する量が非常に少なく、本来期待される効果として、油を再資源化することによりごみの減量化に繋げ、資源の有効利用をすることでしたが、現在は使い道が少なくなっています。家庭の他に、学校給食からも集めております。
- 【委員長】 集まった廃油は、町で精製しているのでしょうか。
- 【説明員】 遊佐にある業者へお願いをしております。
- 【委員長】 有償ですか。
- 【説明員】 そうです。
- 【委員長】 1リットル当たりの値段はどのぐらいですか。
- 【説明員】 約180円です。
- 【委員長】 燃費はどうでしょうか。
- 【説明員】 数値は確認をしておりますませんが、極端に悪いという話しは聞いておりません。以前は、町営バスやスクールバス、公用車等の複数台に利用しておりましたが、故障してしまうということもあり、車両の更新を機にバイオディーゼルを使わなくなった経緯もあります。
- 【委員】 ごみの減量化にもなるということで始めてみたが、あまり効果が出なかったとすれば、衰退事業の一つとして辞めてもいいのではないのでしょうか。辞めることは考えているのでしょうか。
- 【説明員】 この事業を辞めることにより、燃やすごみとして扱われることになりますので、可燃ごみが増えることになります。また、環境意識が後退するのではないかと考えられます。昨年度、町以外の民間事業者を使い道はないか、ダンプ車を所有している業者へ確認をしてみたのですが、以前使用してみたところ馬力がでない、故障するので使いたくないとの回答がありました。庄内管内にて確認をしたところ、酒田市や三川町で利用をしている車両があるそうですが、今後更新を機に検討していくとのことでした。遊佐町では、農協で石

鹼をつくっているようです。

【委員】 廃油は、業者関係のものも集めているのですか。

【説明員】 家庭と学校給食のみです。

【委員】 廃油をリサイクルするのではなく、家庭でろ過をして使えば何度も使えるのでほとんど廃油は出ないと思います。業者が、家庭用として出しているということはないのでしょうか。

【説明員】 こちらでは、あくまでも家庭用と学校給食ということで回収をしております。量的には、家庭と学校給食は半々ぐらいです。

【委員】 ごみ出しをした際に、廃油を出しているのを見たことがないのですが。

【説明員】 ペットボトルに入れて出してもらっています。

【委員長】 食堂から出される廃油は、産業廃棄物となって別の回収となるのでしょうか。

【説明員】 そうなります。

【委員長】 他にございませんか。意見はのちほどいただきたいと思います。対象事業となっている事業のヒアリングは終わりとなりますが、保健福祉課の事業でその他何か聞きたいことはありませんか。

【委員】 広報に、生ごみの量が減ってきおり、燃えるごみへ出しているのではないかという記事が載っていましたが、やはり燃えるごみに出しているからなののでしょうか。人口が減ったからなののでしょうか。生ごみはコンポストにしているが、出す量が減ることによりコンポストで得られる収入が減り、人件費ばかりが嵩むのではないのでしょうか。

【説明員】 そちらの件については、集落回覧をさせていただいたところですが、生ごみの収集量が年々減っている状況で、反対に可燃ごみが増えているので、その要因の一つとして燃えるごみに出しているのではないかという意図で掲載させていただきました。

【委員】 狩川や他の保育園も今後民間委託を進めていくのでしょうか。民間に委託した時に、派遣した職員の人件費が発生するのか。また、指定管理者を決める際に、他市町からも広く公募をした方がいいのではないのでしょうか。それによって、金額も安く上がるのではないかと思うのですが。今後、保育園を指定管理者や外部委託する際は、公募のやり方を考えられた方がいいのではないのでしょうか。

【説明員】 清川や狩川保育園を今のところ考えておりません。少子化の状況を見ると受けてくれるところがあるか疑問であります。民営化といっても、運営を指定管理者に委託するというのではなく、民間で経営するということになります。建物も全て民間所有となります。新築、改築、改修全てですが、民間で行う場合は国で補助する制度があります。国としては、民営化の推進を進めていますが、保育園や幼稚園を分けるのではなく幼保一元化にして、こども園を法整備していく方向性です。今後は、保育園と幼稚園を一緒にした子ども園という考え方になるのではないかと思います。

【委員長】 今の意見は、保健福祉課サイドの意見で、教育課サイドになるとまた違うのではないのでしょうか。

【説明員】 認識の差はあるかと思いますが。教育課では、幼稚園での教育を重視しているという部分もあるかと思いますが。もう少し、連携を図り協議していかなければいけないと思っています。

【委員】 余目保育園は、新しい園舎ができるまで、現在無償で貸していますが、そのような好条件であれば、他の民間の保育園も参入してくると思います。人件費の問題もしかしりですが。

【説明会】 無償で貸していますが、新園舎を建て替えてもらうということが条件となっています。現在の場所では、拡張することもできないことと、余目地域では定員が不足しております

ので、現在 90 名のところを 140 名に拡大して新園舎を建替えもらうことになっています。

- 【委員】 民間からすると、条件はいいと思います。人件費も町で一人分を負担していると聞いています。
- 【説明員】 保護者の要望もあり、保育士が変わると子どもも不安になることから、先生を変えないでほしいとの要望がありました。これまで町で嘱託保育士をしていた方が、新たに法人の雇用となりそのまま続けていただいております。保育の継承という部分もありますので、副園長として 1 名の職員を一年間派遣しているところです。
- 【委員】 今後、同じようなケースがあった場合は、開かれた公募をしてもらいと思います。
- 【委員長】 今後、余目保育園と同じような課題が出てくると思います。一昨年に評価対象事業として挙げられていた際に、保育園と幼稚園とも町が実施主体となるのではなく、民間委託にする方が良いという意見を出させてもらっている経緯があります。
- 【説明員】 国が進めている施策の動向を見ながらになるかと思いますが、将来的には子ども園という形で保育と教育は一体化していくような支援となるのではないかと思います。小学校、中学校にあがるうえでも連携が取れるようになることが好ましいと考えております。今後も動向を見ながら、検討していきたいと思っております。
- 【委員長】 以上で保健福祉課のヒアリングを終了したいと思います。遅い時間までご協力いただきありがとうございました。

■スポーツ活動支援費（庄内町総合型スポーツクラブ補助金） 【社会教育課】

- 【説明員】 総合型スポーツクラブ コメっち*わくわくクラブについては、平成 23 年度に設立され、それ以降最初の 2 年間は町単独の補助金約 500 万円で運営をしております。平成 25 年度からは、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用して、5,101 千円を 3 年間に渡り交付してきました。その経過につきましては、総合型スポーツクラブ コメっち*わくわくクラブの設立準備委員会の不適切な会計処理に伴い、同クラブが 2 年間の補助対象事業者の適用を除外されたことによるものです。この補助金は、総合型スポーツクラブ設立から 5 年間のみとなっていることから、平成 27 年度をもって終了となります。来年度以降、町の単独補助金のみになってしまうことから、第二次評価でも財源の確保や自立した運営ができる方策を検討することと付帯意見をいただいているところです。この 9 月の議会定例会におきまして、総合体育館を中心とする体育施設、八幡スポーツ公園、余目グラウンド、武道館、相撲場を指定管理者に移行することにするとしておりまして、その候補者に検討しているのがコメっち*わくわくクラブとなっています。方策として、指定管理者制度に移行することにより財源の確保や自立した運営をお願いしていくことで進めており、改善が図られるものと思っております。
- 【委員長】 指定管理者への移行は決定ですか。
- 【説明員】 まだでございます。現在、議会開催中となっております。今議会において条例を改正する議案を付議し議決後に正式に協議、申請等を行っていき、その結果を受けて 12 月議会定例会にて、コメっち*わくわくクラブの指定管理者にすることについての議案を提出する予定となっております。平成 28 年 4 月 1 日から移行することになります。
- 【委員長】 みなさんからの質問はございませんか。
- 【委員】 事務事業評価の事業内容シートの活動指標の交付額が 5,101 千円と記載がありますが、平成 25 年度からスポーツ振興くじ助成金を活用となっておりますが、活動指標の金額が町単独の補助金となっているのでしょうか。
- 【説明員】 スポーツ振興くじ助成金は、町経由の補助となっております。
- 【委員】 町の補助金は 5,101 千円でこれまでも金額は変わっていませんが、平成 25 年度からは振興くじ助成金もコメっち*わくわくクラブで活用しているということでしょうか。

- 【説明員】 日本スポーツ振興センターから町が補助金を受けて充当し、実際には約 1/2 がセンターからの補助と考えていただければと思います。
- 【委員】 わかりました。
- 【委員長】 クラブ会員数の拡大を図っていかなければいけないと思いますが、そのためにスポーツフェスティバルや事業等を PR するチラシを配布していると感じていたところです。現在の会員数はどのようになっているのでしょうか。
- 【説明員】 平成 26 年度で会員数は 408 名、前年よりも 30 名程多くなっております。現在も変わりはありません。
- 【委員】 コメっち*わくわくクラブという民間団体に対する補助金ですか。
- 【説明員】 任意団体となります。
- 【委員】 この団体を他の施設の指定管理者に指定することでしたが、そのことによってなぜ自主財源の確保に繋がるのか教えていただきたい。どのようなことが想定されるのでしょうか。
- 【説明員】 指定管理者に移行することに伴いまして、体育施設の管理、併せてスポーツ事業を全てクラブに委託したいと考えています。職員の人件費は全て指定管理料に含めることとしており、人件費については、自主財源でカバーする必要はなくなります。運営費については、会員向けの事業は会費により実施してもらうことになります。これまで、体育館には専任の町職員が 2 名配置されておりまして、職員を引き上げそこに嘱託職員を配置することによる人件費の削減に繋がるかと思いますが、人件費を除く経費については増加するものもあります。長い目でみて、町職員の定数、人件費という観点からするとメリットとなります。
- 【委員】 指定管理に移行することによって、デメリットは考えられないですか。今まである程度自由に行っていた事業ができなくなるなど会員の活動において制限が出てくることはないですか。
- 【説明員】 総合型スポーツクラブは、文部科学省が全国的に進めている事業です。コメっち*わくわくクラブの活動は任意団体の活動ですが、その趣旨はスポーツ普及等を行政が直接担うのではなく、町民が主体的な活動による新たな公共として担ってもらうことにあります。これから活動する上で求められていることは、クラブの研修会やセミナーもありますが、会員以外の町民の方にどのようにスポーツを普及、触れる機会を持ってもらうかが大きな課題になっていると思います。
- 【委員】 リーダーの育成という問題もあると思います。
- 【説明員】 事業を進める上で、体育協会やスポーツ少年団、関係団体と連携をしていかなければいけないですが、コメっち*わくわくクラブが指定管理者になることで、直営で行っていた体育協会やスポーツ少年団の事務局を担うことによって、自分たちの活動以外の団体との連携がしやすくなるものを思います。指定管理者になることで、町全体のスポーツの振興、普及が図りやすくなります。もし、指定管理者を受けなかった場合、町としても今後補助金を同額助成することは難しくなっていくものと考えられます。補助金の主なものは、90% 近くが人件費となっており、補助金が減少していくことにより活動が維持できなくなり縮小せざるを得なくなるおそれもあります。指定管理者に移行することにより人件費部分をカバーできることで、その他の活動を広げていくことが出来るものと思います。スポーツ振興は、行政が施策として担っていくことですが、それを実行していくのが体育協会やスポーツ少年団のような団体ですが、その核として調整をしていくのが総合型スポーツクラブの新たな役割かと思っています。指定管理者になったからといって全て任せるのではなく、連携をしてスポーツ振興を図っていかなければいけないと思っています。
- 【委員長】 指定管理者に任せきりにならないか、施設の維持費も大変になると思いますが。
- 【説明員】 経営面から考えた場合、受託者にとって一番心配なのは修繕料と工事の部分かと思えます。工事と 10 万円以上の修繕料については、これまでどおり町で行うこととしておりま

す。受託者の経営上のリスクをできるだけ少なくするようにします。

- 【委員長】 町が入札をするよりは、指定管理者が行った方が安くできるのではないかと思います。
- 【説明員】 金額が大きくなると、管理や設計などの技術的な部分もあろうかと思しますので、そこは町が行っていかないと難しいかと思えます。
- 【委員】 指定管理者を受けている立場からすると、修繕や工事の費用まで全て受託者がみないといけないとすると、誰も引き受けなくなるのではないかと思います。やはり、大きな工事は町で行っていただきたいと思えます。
- 【委員長】 他にございませんか。

■体育施設維持管理費 【社会教育課】

- 【説明員】 体育施設は、老朽化が進んでいるおり手をかけていかなければいけない時期にあると思っております。利用者にとって危険な箇所や管理上放置しておけないような場合は、急ぐ必要があります。その他のケースについては、後回しになってしまいますこともあります。現在、総合体育館の軒天の改修を行っているところですが、まだまだ計画的に修繕を行っていかねばならない部分もございます。他の施設も当然修繕が必要となってきますので、計画的な修繕をしていきます。町の財政の限度もありますが、耐震化も考慮しながら進めていきます。統廃合につきましても、現に利用している団体等もあり、どの施設としていくのかというのは難しいですが、立川地域の施設の利用が少ないからと言って余目の施設に統合するとなると、立川の施設が大きく減少してしまうことにもなりますので、利用の便等も考慮すると、その判断が難しくすぐに結論が出るものではないと思っております。事前にいただいている質問の件ですが、維持管理費が増大することが想定されながら、どのような経緯で新公園を作ることになったのかとのことですが、旧余目町における第二次体育・スポーツ振興計画及び合併に伴う新・町づくり計画に係る事業として、八幡スポーツ公園構想が位置付けられました。庄内町発足後は、庄内町総合計画の基本方針主要施策の「生涯をとoshた学びとスポーツの推進」に係る主要事業の主な取り組みのひとつとして「スポーツ・レクリエーション施設の充実と活動の推進」が掲げられ、既存の体育施設の整備充実を図るとともに、生涯スポーツの拠点として、総合体育館を中核とした町民が憩い・交流できる機能をもった「八幡スポーツ公園構想の策定と推進」が位置付けられました。その後、庄内町スポーツ振興審議会の答申等に基づく八幡スポーツ公園整備事業として整備に取り組み、平成22年12月に第二屋内多目的運動場（ホタルドーム）、平成25年6月に屋外施設を含む八幡スポーツ公園がオープンしました。八幡スポーツ公園は、現在、多くの町内外の皆様が利用しており、平成26年度の利用件数は6,293件、延べ利用者数は173,173人となっています。
- 【委員】 質問の趣旨は、事務事業評価の事業費シートに維持管理費の増大により一般財源の削減は大変厳しい状況であるとの記載がありましたので、このようなことは事前に想定できたことではないかと思つて質問をさせていただきました。利用者が多いので、素晴らしい施設だとは思いますが、使用していない施設があるのだとすれば閉鎖するなどの対応が必要なのではないかと思えますし、計画段階で維持管理の問題を議論されなかったのかお聞きしたいです。
- 【説明員】 旧余目町の計画に位置付けられていたことにより、合併後も庄内町として引き継いでいるところで、政策的な案件であり町長をはじめ議会でも議決されているところでもあります。
- 【委員長】 総合計画の中でも、八幡スポーツ公園構想は記載されているところです。
- 【委員】 各施設の耐震化は、全て終わっているのですか。
- 【説明員】 小中学校施設、狩川公民館、清川公民館が終わっております。今後体育施設も行って

くことになるかと思いますが、現在、新庁舎の建設等が予定されていることから財政的な問題も考え合わせる必要があろうかと思いますが。また、新まちづくり計画において、図書館建設も計画されていることから非常に難しいと担当課では考えております。

- 【委員】 大きな施設でもまだ耐震工事が行われていない施設もあるのですか。
- 【説明員】 耐震工事が行われていない施設は、余目地域で武道館のみです。立川地域は、体操センター、清川体育館、立谷沢体育館、森森体育館があります。
- 【委員長】 事務事業評価の事業内容費シートに、総合体育館の修繕必要箇所、修繕の方法等について検討したとありますが、その結果として、平成27年度予算が78,760千円となっているのですか。
- 【説明員】 総合体育館の老朽化調査は、平成26年度に行っております。昭和58年に建てられ、30年ほど経過しておりかなり老朽化しており、全体的な修繕必要箇所を調査したところです。現在、軒天の改修を行っていますが、カーテンウォールが鉄製でかなり老朽化している状況です。今ちょうど足場を組んでいますので業者に依頼し、どのように改修をしたら効果的かつお金がかからないで修繕ができるか確認をしているところです。その状況によっては、平成28年以降の予算は大きく変わっていくことになろうかと思いますが。
- 【委員長】 平成27年度に78,000千円ほどみておりますが、これは総合体育館の軒天の改修の費用ですか。
- 【説明員】 約71,000千円がその費用なっています。
- 【委員】 落雪により窓ガラスが割れるケースがありますが、その防止のための工事はしないのですか。冬になるとトイレの脇の窓のところにコンパネを置いて割れないようにしているが、それでも割れてしまうようですが。
- 【説明員】 カーテンウォールの改修が必要であるとの認識はありますが、下から見ても分からないので、上部を含めた全体の状況を詳細に確認しどのような工法で行うかまた効率的にお金をかけずに改修できるかを確認しているところです。
- 【委員】 今の足場は点検のためのものなのですか。
- 【説明員】 軒天の工事のものです。
- 【委員】 せっかく足場がかかっているのに、一緒に落雪防止の改修も行えばいいと思いますが。
- 【説明員】 今の工事は、軒天のみの工事です。軒天は経年劣化が進み、外れて飛んでいってしまい、車や行人に当たってケガをしまう恐れがあるためです。
- 【委員】 落雪も同じではないですか。それは検討しなかったのでしょうか。
- 【説明員】 なかなか難しいかと思いますが。雪止めをつけることで重量もかなり嵩んできますので、そのような意味では構造上の問題で、屋根の形状を変えると莫大な費用もかかることになるものと思います。
- 【委員】 八幡スポーツ公園の方は、かなりの利用者があるということですが、各施設の利用者数や維持費がどの程度かかっているのか、何年に建てて改修をいつしたのかという一覧表を作成することで、今後使わないとかどの施設に改修が必要なのが見えてくるとと思いますので、ぜひそのような資料を出していただければと思います。
- 【委員長】 次回の委員会まで、その資料を作成することは可能でしょうか。施設の統廃合にも関係してくるとと思います。利用状況を確認し施設の状態等を勘案しまして意見書を作成していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 【委員長】 他にございませんか。それでは、社会教育課の事業で聞いておきたいことは何かございませんか。
- 【委員長】 一つ、風車村の周辺で社会教育課管轄の施設等がありますか。
- 【説明員】 笠山グラウンド、笠山グラウンドゴルフ場、歴史民俗資料館になります。
- 【委員長】 野球場やグラウンドゴルフ場などは、風車村の事業と一体で行っているイベントはあり

ますか。

【説明員】 直接にはないかと思いますが、楯山公園内のグラウンドゴルフ場と笠山グラウンドゴルフ場は繋がっておりますので、そこは一体的に使いながら大会を行っている場合がありますが、風車村と連動したイベントは行っていません。

【委員長】 これで、社会教育課のヒアリングは終了したいと思います。遅い時間までありがとうございました。

【委員長】 本日、ヒアリングをしました事業につきましては、次回みなさんから意見をいただきたいと思います。他にございませんか。

【事務局】 事前にいただいておりました評価対象事業の質問・確認事項につきまして、ご説明をさせていただきます。1つ目、「方向性C」、「一般財源充当額が30%以上増」以外の事業について、なぜそれらの事業が評価対象事業とされたのかを知りたいということでしたが、行政評価専門部会議の報告書に記載の意見が理由となっておりますが、所管課の意識改革に加え、事業の見直しを図る上でも評価対象とし、検討してもらうよう促すためとなっております。所管課の判断や増加率の数値的な判断ではなく、事業そのものの内容を確認し改善に繋がるよう今後の方向性としての意見を付しているところです。2つ目、「満足度」、「重要度」について、説明があるとありがたいとのことでしたが、第2次庄内町総合計画の策定にあたり、H26.6月に20歳以上の町民2,000人を対象に行った町民アンケートの結果を集計し、5段階評価に点数を与え加重平均値による評価点を算出した結果となっております。3つ目の「目標値」が記載されていない事業が多いので、「目標に対する達成状況が順調であるか」を判断しがたいとのご意見でしたが、根拠計画が策定されている場合は、計画に数値が記載されているため目標値となるが、その他の多くは、H28に記載の数値が現段階での目標値と同様であると解釈しております。以上です。

【委員長】 ご質問はございませんか。

【委員】 事務事業評価の事業内容シートに、目標に対する達成状況は順調かという評価項目がありますが、目標値が未記入の事業が多かったため、担当課ではどのような判断で評価をしているのかが疑問であったため、質問をさせていただきました。

【委員長】 満足度、重要度の一番良い点数は何点になりますか。

【事務局】 全て満足していると回答があった場合は、10点となります。今回のアンケートの集計結果を見ますと、満足度の高い事業としましては、町営ガス事業の3.85となっております。点数化した場合、どちらともいえないと回答した方は0点となりますので、その回答が多くなると振れ幅はあまりないこととなります。

【委員長】他にございませんか。ないようでしたら第2回の行政改革推進委員会を終了したいと思います。おつかれさまでした。

5 その他

(1) 第3回行政改革推進委員会 平成27年9月17日(木) 18:30～ 役場西庁舎第二会議室

(2) 第4回行政改革推進委員会 平成27年10月5日(木) 18:30～ 役場西庁舎第二会議室

7 閉会

(21:20)